

大口町告示第147号

大口町と丹羽広域事務組合との間の公共下水道等使用料の徴収事務の委託に関する規約の一部を変更する規約を次のように定める。

令和1年12月27日

大口町長 鈴木雅博

大口町と丹羽広域事務組合との間の公共下水道等使用料の徴収事務の  
委託に関する規約の一部を変更する規約

大口町と丹羽広域事務組合との間の公共下水道等使用料の徴収事務の委託に関する規約（平成19年大口町告示第41号）の一部を次のように変更する。

題名及び第1条中「公共下水道等使用料」を「公共下水道使用料」に改める。

第2条第1号中「及び農業集落家庭排水使用料」を削る。

第3条中「又は大口町農業集落家庭排水処理施設の設置及び管理に関する条例（平成2年大口町条例第12号）及び大口町農業集落家庭排水処理施設の設置及び管理に関する規則（平成2年大口町規則第9号）」を削る。

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。